

令和 2 年度
遠軽町教育委員会
点検・評価報告書

令和 3 年 6 月
遠軽町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) 趣旨	
	(2) 点検・評価の対象	
	(3) 点検・評価の流れ	
2	教育委員会の概要	2
	(1) 教育委員会委員の職務	
	(2) 教育委員会の構成	
3	教育委員会の活動状況	3
	(1) 教育委員会会議の開催及び審議状況	3～5
	(2) 教育委員会会議の項目別点検	6
	(3) 教育委員会会議以外の活動状況	7
	(4) 教育関係者の表彰	8
4	点検・評価報告書	9
	(1) 学校教育	
	①特別支援教育支援員配置事業	9
	②要保護・準要保護児童・生徒援助事業、小・中特別支援教育就学 奨励事業	10
	③スクールバス運行事業、遠距離通学助成事業	11
	④教育振興一般経費	12
	⑤英語指導助手配置事業	13
	⑥学校建設事業	14
	⑦教職員住宅管理事業	15
	⑧学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	16
	(2) 社会教育	
	⑨青少年育成事業	17
	⑩文化祭事業、芸術・文化振興事業	18
	⑪家庭教育事業	19
	⑫高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	20

⑬文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター 管理運営事業	2 1
⑭社会教育施設整備事業	2 2
⑮公民館管理運営事業	2 3
⑯図書館・図書室管理運営事業	2 4
(3) 社会体育	
⑰スポーツ教室・大会事業	2 5
⑱保健体育一般経費	2 6
⑲体育館管理運営事業（指定管理）	2 7
⑳社会体育施設整備事業	2 8
5 外部評価	2 9～3 1
6 参考資料	3 2～3 7
令和2年度 教育行政執行方針	

1 はじめに

(1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。

遠軽町教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、毎年度、教育委員会の点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して報告書を作成・公表することとしています。

(2) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、教育委員会の活動状況等の点検のほかに、令和2年度教育行政執行方針に掲げられた主要な事業の実施状況について点検・評価を行いました。

(3) 点検・評価の流れ

「教育委員会会議の活動状況」については、教育委員会会議の開催状況や会議にかけられた議案等について、項目別に点検を行うとともに、委員が出席した学校行事等の点検を行いました。

「点検・評価報告書」については、「令和2年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業の内容、事業成果、自己評価及び今後の課題と方策を所管課が作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて学識経験を有する者からの意見を聴取しています。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会の概要

(1) 教育委員会委員の職務

教育委員会委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針等を審議するほか、町内小中学校への学校視察や各種教育関係行事への出席、委員研修会等を行っています。

(2) 教育委員会の構成

遠軽町教育委員会は、次の5人で構成され、教育長の任期は3年、委員は4年となっています。

教育長と委員は、議会の同意を得て町長が任命することとなっており、教育長は、教育委員会の会務を総理し委員会を代表します。

また、教育長は教育委員会の決定した基本方針を受け、事務局を指揮監督して具体の事務を執行します。

【教育委員会委員名簿】（令和2年度）

職名	氏名	任期	摘要
教育長	河原 英男	R2. 11. 11～R5. 11. 10	
委員（教育長職務 代行者）	新山 史賢	H29. 11. 9～R3. 11. 8	
委員	大西 憲治	R1. 11. 9～R5. 11. 8	
委員	横田 昌弘	H30. 11. 9～R4. 11. 8	
委員	能正 直樹	R2. 11. 9～R6. 11. 8	

3 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議の開催及び審議状況

遠軽町教育委員会の会議は、毎月1回の「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和2年度は合計13回の会議を開催しました。

また、この会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定に基づき、次のとおり審議等を行いました。

期 日	会議の種類	出席委員	傍聴人数	付議案件等
R2. 4. 28	第5回定例会	5	0	(議案) <ul style="list-style-type: none"> ・遠軽町教育委員会スポーツ賞について ・教育委員会会計年度任用職員の解職について ・奨学審査委員会委員の委嘱について ・青少年指導員の委嘱について ・学校評議員の委嘱について (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における学校職員の在宅勤務について ・令和2年度遠軽地区教育委員会協議会総会及び教育委員研修会の開催について ・令和元年度中体連等に関する成績について ・令和元年度教職員事故者について ・遠軽町学校施設長寿命化計画について ・遠軽町社会教育施設長寿命化計画について
R2. 5. 26	第6回定例会	5	0	(議案) <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の指定及び委員の委嘱について ・芸術文化交流プラザ開館記念事業運営委員会委員の委嘱について ・教育費補正予算について ・令和元年度遠軽町教育委員会点検・評価報告書について
R2. 6. 30	第7回定例会	5	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第180条の6第2号の規定に基づく第3回遠軽町議会付議事件の議決について ・令和2年第3回遠軽町議会一般質問答弁について ・遠軽町奨学資金奨学生の選定について ・社会教育関係団体への助成について ・社会体育関係団体への助成について (議案) <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の指定及び委員の委嘱について ・学校給食運営委員会委員の解任について (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・遠軽町立小・中学校の夏季休業期間について

期 日	会議の 種類	出席 委員	傍聴 人数	付議案件等
R2. 7. 29	第 8 回 定例会	5	0	(報告) ・教育委員会会計年度任用職員の任命について ・地方自治法第 179 条第 1 号の規定に基づく専決処分について (議案) ・教育委員会会計年度任用職員の任命について ・学校給食運営委員会委員の委嘱について ・教育費補正予算について (その他) ・令和 2 年度教育委員学校視察日程について
R2. 8. 26	第 9 回 定例会	5	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 4 回遠軽町議会付議事件の議決について (議案) ・道費負担職員の退職発令内申について ・令和 3 年度に使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書の採択について ・教育費補正予算について
R2. 9. 30	第 10 回 定例会	4	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 5 回遠軽町議会付議事件の議決について ・令和 2 年第 5 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) ・教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・教育委員会会計年度任用職員の解職について ・文化財保護審議会委員の解任について (その他) ・遠軽町成人式について
R2. 10. 27	第 11 回 定例会	5	0	(議案) ・教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・教育委員会会計年度任用職員の解職について ・教育委員会会計年度任用職員の任命について ・遠軽町教育委員会文化賞の決定について
R2. 11. 30	第 12 回 定例会	4	0	(議案) ・教育費補正予算について ・指定管理者の指定について ・指定管理者の指定の期間の変更について
R2. 12. 22	第 13 回 定例会	5	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 8 回遠軽町議会(定例会)付議事件の議決について (議案) ・遠軽町教育委員会事務処理規則の一部改正について ・教育委員会会計年度任用職員の任命について (その他) ・令和 2 年度遠軽地区教育支援委員会諮問結果について ・冬季休業中の学校閉庁日について

期 日	会議の 種類	出席 委員	傍聴 人数	付議案件等
R3. 1. 28	第 1 回 定例会	5	0	(議案) ・遠軽町就学援助費給与要綱の一部改正について (その他) ・令和 3 年度就学児童一日入学の日程について ・えんがる子育て応援 Book について
R3. 2. 24	第 2 回 定例会	5	0	(議案) ・令和 2 年度教育費補正予算について ・令和 3 年度教育費予算について (協議事項) ・令和 3 年度教育行政執行方針について (その他) ・各学校卒業式及び入学式の日程について
R3. 3. 16	第 3 回 臨時会	5	0	(議案) ・道費負担職員の任免内申について ・教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・教育委員会会計年度任用職員の任命について (その他) ・令和 3 年度遠軽町公立学校教職員辞令交付式につ いて
R3. 3. 25	第 4 回 定例会	5	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 2 回遠軽町議会付議事件の議決について (議案) ・学校給食運営委員会委員の解任について ・スポーツ推進委員の解任について ・学校運営協議会の指定及び委員の委嘱について ・教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・教育委員会所属職員の休職発令について ・遠軽町教育委員会教育長の営利企業への従事等の 制限に関する規則の制定について ・遠軽町教育委員会事務処理規則の一部改正につ いて ・遠軽町学校職員が修学旅行の引率業務等に従事す る場合の勤務時間の割振り等に関する要領の一部 改正について ・遠軽町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部 改正について (その他) ・令和 3 年度町内小中学校入学式について

(2) 教育委員会会議の項目別点検

遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定により、教育委員会会議での議決が必要である項目のうち、令和2年度において教育委員会会議にかけられた議案等を分類し、適切に付議されているかどうか点検を行いました。

項 目	件数
学校教育及び社会教育の一般方針に関すること	0
教育委員会の所管に属する教育機関の設置、廃止、変更及び移管に関すること	0
所管機関の用に供する財産及び管理の基本的事項に関すること	2
規則その他規程の制定及び改廃に関すること	7
教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること	1
教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること	14
教育委員会事務局及び所管機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免その他の人事に関すること	14
職員(県費負担教職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること	0
県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の進退の内申に関すること	2
法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関すること	12
教科用図書の採択に関すること	1
表彰に関すること	2
報告事項	3
協議事項等	1
その他	15

令和2年度に遠軽町教育委員会会議に付議された案件のうち、多かったものとしては、その他の事項を除き、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること及び教育委員会事務局及び所管機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免その他の人事に関することでした。

令和2年度は、教育委員会会計年度任用職員の任命や解職に関する議案が多かったのが特徴でした。

(3) 教育委員会会議以外の活動状況

遠軽町教育委員会委員は、令和2年度における教育委員会会議への出席以外に次のとおり出席しました。

(※教育長を除く)

期 日	内 容	場 所	出席委員	備考
4月3日(金)	令和2年度遠軽町公立学校教職員辞令交付式	遠軽町役場	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止	
4月6日(月) 7日(火)	町内小中学校入学式	町内一円	新型コロナウイルス感染防止のため、来賓なし	
5月11日(火)	令和2年度遠軽地区教育委員会協議会総会		新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催	
6月16日(火)	令和2年度オホーツク管内教育委員会協議会役員会	網走市	新山委員	
7月16日(木) ～17日(金)	令和2年度北海道市町村教育委員会研修会	札幌市	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止	
8月26日(水)	学校視察(生小、生中、安小、安中、遠小)	各学校	新山委員 ほか3人	
9月30日(水)	学校視察(白中、白小、丸中、丸小、瀬小)	各学校	新山委員 ほか3人	
10月27日(火)	学校視察(南中、南小、遠中、望の岡分校、東小)	各学校	新山委員 ほか3人	
11月18日(水)	令和2年度遠軽地区教育委員会協議会教育委員研修会	湧別町	新山委員 ほか3人	
12月	令和2年度オホーツク管内市町村教育委員大会	網走市	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止	
1月10日(日)	遠軽町成人式	遠軽町福祉センター	新型コロナウイルス感染防止のため、開催延期	
3月15日(月) 20日(土)	町内各小中学校卒業式	町内一円	新山委員 ほか1人 瀬小・丸小・丸中以外は新型コロナウイルス感染防止のため、来賓なし	

(4) 教育関係者の表彰

令和2年度における教育関係者の表彰は、次のとおり実施しました。

① 遠軽町教育委員会文化賞

ア 文化功労賞

該当者なし

イ 文化奨励賞

遠軽町立丸瀬布中学校文化部（遠軽町教育委員会文化賞表彰規則第3条第2号ウ）

② 遠軽町教育委員会スポーツ賞

ア スポーツ功労賞

本 吉 春 雄（遠軽町教育委員会スポーツ賞表彰規則第3条第1号イ）

加 藤 竹次郎（遠軽町教育委員会スポーツ賞表彰規則第3条第1号イ）

イ スポーツ奨励賞

該当者なし

4 点検・評価報告書

(1) 学校教育

No.	1	事業名	特別支援教育支援員配置事業	担当課	総務課
-----	---	-----	---------------	-----	-----

執行方針	小・中学校において、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図る。
事業内容	小学校7校、中学校5校、望の岡分校に計24人の特別支援教育支援員を配置し、食事、排泄、教室への移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行うなど、発達障害の児童・生徒に対し学習活動上のサポートを行った。
事業成果	個々に応じた適切な支援が行われるとともに、学級・学校運営の円滑化、更には特別支援教育の一層の充実が図られた。
課題と改善方策	近年、障害の状態が多様化しているなど、個々の状況に対応した取組が求められていることと、対象となる児童・生徒が増加傾向にあるため、特別支援教育支援員の適正な人員確保に努める。

No.	2	事業名	要保護・準要保護児童・生徒援助事業、 小・中特別支援教育就学奨励事業	担当課	総務課
-----	---	-----	---------------------------------------	-----	-----

執行方針	就学援助費については、令和2年度入学の児童・生徒と同様に令和3年度入学の児童・生徒においても新入学児童生徒学用品費について入学前に支給し、認定児童・生徒の保護者に対して援助する。
事業内容	<p>学用品費及び学校給食費や生徒会費、PTA会費、クラブ活動費などの給与対象経費を給与対象者に支給した。</p> <p>【要保護・準要保護認定者数】</p> <p>要保護 小学生 6人、中学生 6人</p> <p>準要保護 小学生 114人、中学生 84人</p> <p>【特別支援就学奨励事業認定者数】</p> <p>小学生 25人、中学生 5人</p>
事業成果	<p>次年度の入学予定者に対し、入学前の準備費用として「新入学児童生徒学用品費」を支給し、更なる保護者負担の軽減を図ることができた。</p> <p>支給対象者数：24人</p>
課題と改善方策	引き続き、学校生活に欠かすことのできない経費を援助し、保護者負担の軽減を図っていく。

No.	3	事業名	スクールバス運行事業、遠距離通学助成事業	担当課	総務課
-----	---	-----	----------------------	-----	-----

執行方針	<p>遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>また、瀬戸瀬小学校の閉校に伴い、瀬戸瀬地区の通学確保に向け、スクールバスを購入する。</p>
事業内容	<p>遠軽町立小・中学校に在籍する児童・生徒の通学の利便と安全確保を図った。小学校 4 km、中学校 6 km 以上の遠距離通学者に通学費を助成した。</p> <p>【遠軽地域スクールバス】</p> <p>瀬戸瀬地区（南中） 平日 登校時 1 便、下校時 2 便運行 社名渕地区（東小・遠中） 平日 登校時 1 便、下校時 2 便運行 （行事による便数の変更有）</p> <p>【白滝地域スクールバス】 平日 2 経路、登下校時各 1 便運行</p> <p>瀬戸瀬小学校の閉校に伴い、令和 3 年度から南小学校へ通学する瀬戸瀬地区児童を送迎するため、新たにスクールバスを購入した。</p> <p>【スクールバス購入】 1 台 10 人乗りワゴン車</p>
事業成果	<p>スクールバスの運行により、遠距離通学児童・生徒の登下校の利便と安全確保を図ることができた。また、令和 3 年度から南小学校へ通学する瀬戸瀬地区児童のための送迎体制を確保した。</p> <p>令和 2 年度は小学校 6 人、中学校 1 人の児童・生徒の保護者へ通学費助成金を交付し、保護者の負担軽減が図られた。</p>
課題と改善方針	<p>遠軽地域、白滝地域とも、保有しているスクールバスが老朽化してきていることから、通学実態に合わせ、順次更新を検討する。</p>

No.	4	事業名	教育振興一般経費	担当課	総務課
-----	---	-----	----------	-----	-----

執行方針	<p>中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>また、学校における働き方改革を進めるために、校務支援システムを導入し、教職員の負担軽減等を図り、学校教育の質を高められる環境の整備に努める。</p> <p>北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対する助成や、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促す。</p>
事業内容	<p>中体連大会等参加経費の一部助成及び合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎の一部助成を行った。</p> <p>町内小中学校13校の教職員が使用する校務用パソコンに、教職員の校務を支援するための各種業務サービスを提供する「校務支援システム」を導入した。</p> <p>生徒の学力向上と進学実績及び就職実績の向上を図り、魅力ある遠軽高校づくりを推進するため「北海道遠軽高等学校教育振興補助金」を交付した。</p>
事業成果	<p>中体連大会参加経費及び合同部活動で合同練習を実施する保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者負担の軽減を図ることができた。</p> <p>「校務支援システム」を導入し、教職員の業務の軽減化や効率化を図るための環境を整備した。</p> <p>魅力ある遠軽高校となるよう進学及び就職のための環境づくりを整備することができた。</p>
課題と改善方針	<p>中体連大会等参加経費の一部助成については、様々な情勢を見ながら、適宜、対象経費等を見直していく。</p> <p>「校務支援システム」を十分に活用できていない学校もあり、学校間でのバラつきがあることから、町内で統一したシステム活用を図っていく必要がある。</p> <p>今後も、遠軽高校への進学を推進し、遠軽高校在校生への学力向上と進学実績及び就職実績の向上のため支援する。</p>

No.	5	事業名	英語指導助手配置事業	担当課	総務課
-----	---	-----	------------	-----	-----

執行方針	<p>中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図る。</p>
事業内容	<p>一般財団法人自治体国際化協会を通して契約した3人の英語指導助手(ALT)を配置し、小・中学校における英語力の向上及び国際理解の起因、生涯学習講座における英会話教室等を開講した。</p> <p>【英語指導助手(ALT)】 遠軽地域、生田原地域、丸瀬布及び白滝地域 各1人</p> <p>【英会話教室】 遠軽地域：体験コース 第1期 全4回(受講登録者数3人) 第2期 全6回(受講登録者数5人) 中上級コース 全15回(受講登録者数9人) 丸瀬布地域：全27回(受講登録者数13人)</p>
事業成果	<p>町内全校(小学校8校、中学校6校、望の岡分校)に英語指導助手として派遣することにより、小学校5・6年生及び中学生では英語力の向上、小学校低・中学年では国際理解教育の充実が図られた。</p> <p>また、遠軽・丸瀬布の各地域で開講している英会話教室では、個々のレベルに応じた国際感覚の向上や外国の文化に対する知識・理解を深められる活動として受講者から好評を得ることができた。</p>
課題と改善方策	<p>小学校5年生から英語が教科として導入されたため、教員と英語指導助手との更なる連携が必要である。</p> <p>一般町民を対象とした英会話教室については、町民の関心も高まっており、国際理解の向上や英語力の習得の場として定着しているが、新規受講者の確保と事業の充実に向けた内容を検討する。</p>

No.	6	事業名	学校建設事業	担当課	総務課
-----	---	-----	--------	-----	-----

執行方針	<p>小・中学校の施設整備については、安国小学校地下タンク改修工事、南小学校遊具設置工事、南中学校バリアフリー改修工事を実施し、小・中学校の環境整備充実に努める。</p> <p>また、学校施設の老朽化に対応するため、学校ごとの具体的な改修方針などを定めた学校施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な学校施設の管理を図る。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○安国小学校地下タンク改修工事 重油地下タンクのFRPライニングによる表面保護塗装改修工事 ○南小学校遊具設置工事 安全基準を満たしておらず使用禁止となっている遊具を撤去し、新設する工事 ○南中学校バリアフリー改修工事 肢体不自由の生徒に対応するための1階多目的トイレ、2階特別教室トイレ、屋体トイレのバリアフリー改修工事 ○生田原小学校トイレ洋式化改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ○生田原中学校トイレ洋式化改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ○白滝中学校トイレ洋式化改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○安国小学校地下タンク改修工事 学校環境の安全性が向上した。 ○南小学校遊具設置工事 学校環境の安全性が向上した。 ○南中学校バリアフリー改修工事 教育環境の向上が図られた。 ○生田原小学校トイレ洋式化改修工事 教育環境の向上が図られた。 ○生田原中学校トイレ洋式化改修工事 教育環境の向上が図られた。 ○白滝中学校トイレ洋式化改修工事 教育環境の向上が図られた。
課題と改善方策	<p>学校施設については、老朽化している施設や設備があることから、遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき計画的な改修を行っていく。</p>

No.	7	事業名	教職員住宅管理事業	担当課	総務課
-----	---	-----	-----------	-----	-----

執行方針	<p>教職員の住宅環境の整備については、丸瀬布教職員住宅下水道接続工事、岩見通教職員住宅屋根塗装工事を実施する。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○丸瀬布教職員住宅下水道接続工事 教職員住宅2棟4戸の下水道接続による水洗化工事 ○岩見通教職員住宅屋根塗装工事 教職員住宅2棟及び付属物置4棟の屋根塗装工事
事業成果	<p>快適な住環境を整備することにより、教職員の生活向上が図られた。</p>
課題と改善方策	<p>今後も教職員住宅の適切な維持管理を行うとともに、住環境整備を計画的に実施する。</p>

No.	8	事業名	学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	担当課	給食センター
-----	---	-----	---------------------	-----	--------

執行方針	<p>学校給食については、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努める。</p> <p>また、生田原学校給食センターボイラー改修工事を実施し、施設の環境整備充実に努める。</p>
事業内容	<p>各学校給食室及び各学校給食センターの施設設備修繕・工事を実施するとともに老朽化した備品を更新し、衛生環境の改善及び環境整備の充実に図った。</p> <p>【主な工事内容】</p> <p>○生田原学校給食センターボイラー改修工事 真空式暖房給湯温水器 1 基及びポンプ 6 台更新</p>
事業成果	<p>各施設設備の整備と備品の更新を実施し、児童・生徒に安全・安心な給食の提供を行うことができた。</p>
課題と改善方針	<p>今後も各施設設備の整備と備品の更新を計画的に実施し、衛生環境の改善を図り、安全・安心な給食を提供する。</p>

(2) 社会教育

No.	9	事業名	青少年育成事業	担当課	社会教育課
-----	---	-----	---------	-----	-------

執行方針	<p>未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進する。</p>
事業内容	<p>新型コロナウイルス感染症により、事業実施の制限がある中、青少年を対象とした、各種事業を実施し、青少年団体の育成支援に努めた。</p> <p>また、事業を円滑に推進するため、遠軽町青少年指導員を配置し、各種関係団体等の協力を得ながら効率的に事業を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種文化・体験教室、リーダー養成研修会等の実施 ○遠軽町青少年指導員の配置及び活用（15人委嘱） ○遠軽町子ども会育成連合会への活動支援
事業成果	<p>各地域の特性を教育資源とした青少年教育事業を展開することで、子どもたちの主体性や創造性、豊かな人間性など、子どもの「生きる力」を育む取り組みとして定着している。町内の全児童・生徒を対象に長期休業期間中に行う「ちびっ子リーダー養成研修会」をはじめ、丸瀬布と白滝地域による「わくわく自然体験教室」、生田原地域での「キッズクラブ・チャレンジクラブ」等、各地域の教育資源を活用した事業展開に努めている。</p>
課題と改善方針	<p>本町における青少年人口は減少傾向にあり、スポーツ少年団をはじめ青少年を取り巻く学習環境が多様化され、各事業の参加率にも影響が生じている。</p> <p>今後も全町的に取組む事業と各地域で取組む事業との目的や役割を明確化し、学校・家庭・地域、団体等との連携を図りながら各種事業を推進する。</p>

No.	10	事業名	文化祭事業、芸術・文化振興事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------------	-----	-------

執行方針	<p>芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努める。</p>
事業内容	<p>優れた芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、町民による芸術文化活動の成果を発表する場を支援し、日常的な優れた芸術文化との関わりを通じ、豊かな生活の実現と向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遠軽町文化連盟及び各文化協会（4団体）と共催による文化祭に対する事業支援 ○音楽の広場公演の開催（遠軽地域、白滝地域）
事業成果	<p>新型コロナウイルス感染症により、文化団体が催す芸能発表並びに作品展示についての多くが中止となったが、各団体と連携し実施する文化祭事業は、芸術文化活動の発表の貴重な場であり、町民が芸術文化を親しむことのできる貴重な機会となっている。</p> <p>また、音楽の広場公演についても、遠軽地域は中止としたが、町内の音楽団体が一堂に会し、相互発表を通じて演奏技術の向上や町民自らが様々な分野の音楽に親しむ貴重なイベントとして定着しているところである。</p>
課題と改善方策	<p>遠軽町文化連盟及び各文化協会による文化祭は、出展及び出演者（団体）の固定化や加盟団体会員の高齢化が進んでおり、出展及び出演者（団体）数の減少が顕著であるため、開催方法も含め事業展開に工夫が必要と考える。</p> <p>今後、文化団体等への支援方策を検討しながら、効率的且つ効果的な芸術文化の推進に努めなければならない。</p> <p>また、全町的に公共施設や設備の老朽化も大きな課題であるため、継続して芸術文化活動の拠点施設の整備について住民意見を反映させ、充実した事業展開や会場確保に努める。</p>

No.	11	事業名	家庭教育事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------	-----	-------

執行方針	<p>家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行う。</p>
事業内容	<p>家庭の教育力向上を図るため、家庭教育の支援を目的に学習機会の充実及び家庭教育の向上に関する情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「乳幼児を持つ親」及び「児童を持つ親」を対象とした学級等の開設 <ul style="list-style-type: none"> たっち学級（遠軽地域） めだかの学校（丸瀬布地域） コスモス学級（遠軽地域） ○子育て資料の配布 <ul style="list-style-type: none"> 「えんがる子育て応援 Book」
事業成果	<p>各地域で開設している家庭教育学級は、乳幼児を持つ親が育児に関する知識や技能を学ぶ機会として定着しており、親同士の情報共有や交流の場にもなっている。平成28年度からは、児童を持つ親を対象とした「コスモス学級」を全町世帯へと対象範囲を拡大し事業展開に努めた。家庭教育講座は、親子参加型の取組みとすることで家庭教育力の向上が図られる機会となった。</p> <p>「えんがる子育て応援 Book」は、継続して各関係部署と連携し対象世帯へ配布しており、遠軽町の特色ある家庭教育支援として期待ができる。</p>
課題と改善方策	<p>事業参加者の固定化が見受けられるため、対象となる世帯や地域枠の見直しもしながら、効果的で関心の持てる事業にしていくことが必要である。今後も関係機関及び関係者との連携を図り、参加しやすい事業の展開を推進する。</p> <p>「えんがる子育て応援 Book」については、現在改訂版を作成中であることから、子育てに関する情報提供の発信を引き続き行い、今後も関係機関と調整を図りながら、必要に応じ内容の改訂に努める。</p>

No.	12	事業名	高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------	-----	-------

執行方針	<p>町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行う。</p>
事業内容	<p>高齢世代に必要とされる学びの機会を提供することで、高齢社会を取り巻く様々な課題解決に取組み、豊かで潤いのある生活の実現に向け高齢者大学を開設した。また、一般成人を対象に生涯学習に対する関心を深める取組みとして講演会及び各種講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遠軽町高齢者大学の開設 <ul style="list-style-type: none"> 遠軽地域「瞰望大学」 生田原地域「しらかば大学」 丸瀬布地域「ことぶき大学」 ○えんがる生涯学習講座の開設 <ul style="list-style-type: none"> 英会話教室（通年）、既存事業を活用した公開講座
事業成果	<p>各地域で開設している高齢者大学については、高齢世代による学びの機会として認知されており、各地域の特性を活用した年間カリキュラムは受講者からも一定の評価を得ている。また、地域奉仕活動にも積極的に関わることで、地域活性にも大きく寄与している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により講演会事業は中止としたが、各種講座については、一般成人に関心が高い学習内容を採用しており、就労後や余暇における学びの機会として積極的に活用されている。</p>
課題と改善方針	<p>高齢者人口の増加が見られる本町において、高齢者大学に対する関心や必要性を高める活動内容の検討が必要である。また、活動の様子を広く周知するなどの工夫を行いながら、高齢世代の生涯学習活動を支援する。</p> <p>講演会や各種研修講座については、対象層の学習ニーズを的確に把握する必要があり、情報収集と先見性のある企画立案を通じ、充実した学習機会の提供に努める。</p>

No.	13	事業名	文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------------------------	-----	-------

執行方針	<p>文化財については、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパーク活動とも連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努める。</p>
事業内容	<p>本町における文化財の保存・活用を目的に関連する社会教育施設を活用しながら特色ある事業を展開し、町民への文化財保護思想の高揚に努めた。</p> <p>文化財の保存・活用について、町民による専門的見地から調査審議することを目的に遠軽町文化財保護審議会委員（10人）を委嘱している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遠軽町郷土館、丸瀬布郷土資料館の運営 <ul style="list-style-type: none"> 町民講座「郷土の歴史を見つめて」 ○遠軽町埋蔵文化財センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> 各種体験事業、学校教育への支援、他
事業成果	<p>遠軽町文化財保護審議会を開催し、文化財の保存や活用に関する検討及び協議を通じ、教育行政による文化財保護と活用方策について意見反映させることができた。</p> <p>文化財関連の社会教育施設の効果的な運営に努めることで、特色ある体験学習活動等を提供することができた。また、学校教育との連携を通じ、郷土に対する関心を深め、文化財保護の大切さについて理解を深めることができた。</p>
課題と改善方策	<p>遠軽町文化財保護審議会において、次代への歴史文化の継承を目的に、文化財保護や活用について専門的見地を有する人材育成が必要である。</p> <p>今後も、効率的な施設運営や魅力ある各種事業を通じ、文化財保護思想の普及啓発に努め、遠軽町における貴重な文化遺産や名勝等の保護・保存のための措置を講じるとともに、更なる有効活用のための施策を検討する。</p>

No.	14	事業名	社会教育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	<p>社会教育施設整備については、施設の多くが建設後30年を経過するものとなってきたことから、今後有効に長く利用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図る。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○キララン清里消火栓制御装置修繕 ○丸瀬布昆虫生態館外構木橋修繕 ○基幹集落センタートイレ改修工事 ○安国公民館カーテン購入 ○丸瀬布昆虫生態館大型水槽購入 ○非接触型顔認証温度検知カメラ購入（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
事業成果	<p>老朽化が進んだ社会教育施設の修繕、備品購入等を実施することで、町民主体による社会教育活動の推進及び地域活性に寄与することができた。</p> <p>また、適切な施設の維持管理に努めることで、長期的な施設運営に取り組むことが可能となった。</p>
課題と改善方策	<p>所管する社会教育施設の多くが老朽化している現状にあるため、今後も、長期的かつ計画的な施設整備を図り、町民の学習活動を支援する体制の構築に努める。</p> <p>また、多くの町民が利用しやすい環境を把握し、施設の統合等も視野におきながら、的確な施設整備を進め、一層の有効活用方策を検討する。</p> <p>芸術・文化活動拠点施設として、現在建設中の遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、オープンが1年先送りとなったが、今後も指定管理事業者及び関係団体等と連携し、運営や利用形態等について協議を進めていく。</p>

No.	15	事業名	公民館管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------	-----	-------

執行方針	<p>遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けて、指定管理者と協議を行い、準備を進める。</p>
事業内容	<p>本町の芸術・文化活動拠点施設となる、遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」のオープンに向け、指定管理者である遠軽商工会議所と開館に向けた各種運営の協議及び施設利用団体との調整を行った。</p> <p>開館記念事業運営委員会を立ち上げ、開館記念事業にふさわしい演目の選定を行った。</p>
事業成果	<p>新型コロナウイルス感染症により、オープンが1年先送りとなったが、指定管理者との月1回の定例会議を継続して開催し、開館に向けた協議を進めている。</p> <p>指定管理者により、施設予約システムの構築や施設ホームページの内容検討及び、施設運営に関する関係団体との打合せが行われている。</p> <p>開館記念事業運営委員会の立ち上げが行われたことから、今後具体的な内容検討を行っていく。</p>
課題と改善方策	<p>本町の芸術・文化活動拠点施設の建設により、今後利用が想定される文化団体・住民団体等への事前説明及びワークショップの開催を行っていく必要がある。</p>

No.	16	事業名	図書館・図書室管理運営事業	担当課	図書館
-----	----	-----	---------------	-----	-----

執行方針	<p>4 図書館（室）については、遠軽地域の図書館を中心に各図書館（室）間の連携を図り、蔵書資料の充実と読書の普及を促進するとともに、生涯学習活動を支援する拠点施設としての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館（室）として運営する。</p> <p>また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし引き続き支援する。</p>
事業内容	<p>町民の幅広いニーズの把握に努め、蔵書や郷土の歴史的資料を収集し、読書要求に応えるため貸出・閲覧等のサービス提供を行った。さらに町民の学習意欲や調査研究活動に対する支援を行った。</p> <p>また、読書習慣の醸成を図るため、町広報誌に「図書館インフォメーション」や町ホームページで情報提供を行い、さらに司書おすすめ図書の特集コーナー設置や読み聞かせ等を実施し、親しまれる図書館運営に取り組んだ。</p>
事業成果	<p>1 蔵書冊数：200,686 冊（遠軽 139,950 冊、生田原 28,732 冊、丸瀬布 19,061 冊、白滝 12,943 冊）</p> <p>2 貸出冊数：110,702 冊（遠軽 99,488 冊、生田原 4,863 冊、丸瀬布 5,443 冊、白滝 908 冊）</p> <p>3 移動図書館車巡回：町内 17 カ所 巡回日数 125 日 利用者数 2,413 人</p> <p>4 図書館インフォメーション：12 回発行 町広報紙に掲載</p> <p>5 事業実績：①図書館まつり：遠軽・中止、生田原・中止 ②絵本読み聞かせ：遠軽 76 回 532 人 生田原 9 回 21 人 丸瀬布 10 回 18 人 ③はじめまして絵本：配布人数 92 人 ④読書感想文コンクール：応募点数 159 点 ⑤図書特集コーナー：4 回 ⑥絵本原画展：1 回 ⑦猫の写真パネル展：1 回</p> <p>6 見学：4 回 105 人（小学生及び高校生） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休館：4 月 18 日～5 月 15 日</p>
課題と改善方針	<p>町民を取り巻く生涯学習環境が変容している中で、仕事や家庭、健康、福祉、教育など様々な領域において、町民が抱えている課題の解決に対して支援できる生涯学習拠点施設としての図書館を目指す。そのためには上位図書館や近隣の図書館との連携を図り、上位機関が実施する職員研修会への参加などを通して、レファレンスサービスの向上に努める。</p>

(3) 社会体育

No.	17	事業名	スポーツ教室・大会事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-------------	-----	-------

執行方針	<p>町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催する。</p>
事業内容	<p>スポーツを通じた健康づくりや地域づくりを推進するため、「スポーツの生活化」を目標に、生涯各期にわたる各種スポーツ教室の開催や地域性を活かしたスポーツ大会を実施した。</p> <p>【令和2年度実績】</p> <p>○スポーツ教室等 16教室</p> <p>○スポーツ大会等 8大会</p>
事業成果	<p>スポーツ教室の開催は、個人の体力や年齢に応じたスポーツ機会の提供により、底辺の拡大や基礎技術の習得及び健康への意識づけ等の有効な手段として効果が現れている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症により、中止した教室、大会が多くあったが、地域の特色あるスポーツ大会や全町的なスポーツ大会の開催は、地域コミュニティ活動の推進や地域間交流の一翼となっている。</p> <p>【令和2年度参加者数】</p> <p>○スポーツ教室 16教室 延べ1,937人</p> <p>○スポーツ大会 8大会 延べ 328人</p>
課題と改善方針	<p>スポーツ教室は、幅広い年齢層の方を対象に、継続的な事業を展開してきた結果、健康づくりへの関心が高まりつつあり、広域的な参加が見られるようになってきている。</p> <p>また、スポーツ大会は、広域的に参加できる受入体制の充実を図り、地域の特性を活かしたスポーツ大会や全町的な大会を継続しつつ、生涯スポーツの推進を図る。</p>

No.	18	事業名	保健体育一般経費	担当課	社会教育課
-----	----	-----	----------	-----	-------

執行方針	<p>社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進する。</p>
事業内容	<p>スポーツ合宿誘致の積極的推進のため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会に対し助成を行った。</p>
事業成果	<p>スポーツ合宿誘致の積極的推進のため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会に対し補助金を交付し、スポーツ合宿誘致による地域活性化や交流人口の拡大が図られた。なお、新型コロナウイルス感染症対策により、一部競技の受け入れを中止したため、合宿実績数は減少した。</p> <p>【令和2年度スポーツ合宿実績】</p> <p>○31団体 545名</p>
課題と改善方策	<p>スポーツ合宿誘致の更なる充実と今後の持続的な受け入れのため、スポーツ合宿誘致委員会や各スポーツ団体等と連携を図り、誘致活動を進めていく。</p>

No.	19	事業名	体育館管理運営事業（指定管理）	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------------	-----	-------

執行方針	<p>遠軽地域の社会体育施設については、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努める。</p>
事業内容	<p>遠軽地域の体育施設においては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者の手法を活用し、サービスの向上を図った。</p>
事業成果	<p>遠軽地域の体育施設においては指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上を図るため、開館時間の延長や休館日の変更などを試行している。</p> <p>また、指定管理者により自主事業を積極的に取り入れるなど、利用者増への取り組みが図られている。</p>
課題と改善方策	<p>遠軽地域の体育施設においては、指定管理制度が導入され9年が経過し、一定の成果はあったが、更なる施設の有効活用と利用者の拡大を図るため、新たな事業の実施などを検討する。</p>

No.	20	事業名	社会体育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	施設整備等については、経年劣化による設備等の修繕を行い、安全に利用できるよう管理するとともに、計画的な施設整備の充実に努める。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○生田原スポーツセンター卓球台購入 ○生田原球場ピッチャープレート等購入 ○生田原パークゴルフ場ホールカップ購入 ○安国パークゴルフ場ホールカップ表示板購入 ○えんがる温水プール塩素タンク交換修繕 ○えんがる温水プール濾過ポンプ修繕 ○白滝水泳プール上屋シート取替 ○えんがる温水プールスタート台購入 ○生田原水泳プールマット購入 ○丸瀬布総合スポーツ公園パークゴルフ場ホールカップ購入 ○えんがる球場トイレ改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ○生田原スポーツセンタートイレ改修工事（※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
事業成果	各体育施設設備修繕の実施及び新規備品の購入により、利用者が快適かつ安全に利用できる環境の整備を行うことができた。
課題と改善方策	<p>老朽化がすすむ体育施設について、利用者が快適かつ安全に利用できる環境を確保するため、計画的な改修を実施する。</p> <p>また、施設整備にあたっては、統廃合等も視野に入れ、効果的な利用促進と効率的な管理運営が図れるよう検討する。</p>

5 外部評価

(1) 学識経験者

氏 名	山 崎 満 弘
所 属 等	えんがる町観光協会専務理事（前滝上町教育委員会教育長）

(2) 聴取日等

令和3年5月11日（水） 場所：えんがる町観光協会応接室

(3) 主な意見・感想等

ア 教育委員会の活動状況について

令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、様々な活動が制限され、イベント等の中止や規模の縮小など、例年とは異なる活動状況となりました。

そのような中、教育委員会議は、毎月開催された定例会議（12回開催）と臨時に開催された臨時会議（1回開催）において、慎重で迅速な審議が活発かつ適正に行われ、多様化・複雑化する教育環境の変化に対応すべくその機能を果たしてきたものと認められます。

個別の審議状況を見ますと、令和2年度においては、教育費補正予算に関する議案や、教育委員会会計年度任用職員の任命や解職に関する事、法令又は条例に基づく委員の任命（委嘱）に関する議案が多かったようですが、その他、学校教育のみならず、社会教育や社会体育に関する事項についても多岐にわたる協議・確認がなされております。また、議案に限らず、各学校における日常的な学校の様子から今日的な教育課題などを含め、遠軽町の教育の推進と環境基盤の強化を図るため、積極的な議論が展開されたものと推考いたします。

教育委員会会議以外の活動では、例年参加されている教育委員研修会が新型コロナウイルス感染症により開催中止になるなど、限られた活動範囲の中ではありますが、積極的に参加され、教育行政の今日的課題などについて、研鑽を積まれたことと思います。また、学校視察では、新型コロナウイルス感染症に配慮し、視察時間を短縮しながら、すべての小中学校の現状を視察し、学校経営に係る意見交換や、授業参観、施設設備の状況を把握するなど、大変意義のある活動をされております。

イ 点検評価報告書について

点検評価報告書は、「令和2年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業ごとに、各所管課において内容・事業成果等を把握し、自己評価等が実施され、適切にまとめられております。

学校教育では、特別支援教育支援員を必要とする全ての小・中学校に配置され、

児童生徒に手厚い支援がされており、対象となる児童生徒の増加への対応や多様化する特別支援教育への期待に十分な効果を発揮していると認められます。

その他の教育支援策として、就学援助費及び遠距離通学者への助成や、中体連大会等参加経費の一部助成については、保護者に対する経済的負担が軽減され、小・中学校教育の充実のため今後も継続していくことが望まれます。

また、学校における教職員の働き方改革を推進するためには、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要であると考えます。教職員の業務負担軽減を目的に導入された「校務支援システム」を活用することで、働き方改革の一翼を担うことを期待します。

北海道遠軽高等学校に在籍する生徒への進学及び就職支援の補助については、魅力ある遠軽高校づくりの推進と地元にある唯一の高等学校として維持するためにも今後も継続して援助していくことが望まれます。

英語指導助手配置事業は、3人の英語指導助手を中心に小中学校の英語力の向上はもとより町民を対象とした英会話教室を開催するなど、広く国際理解教育の推進が図られています。また、令和2年度から小学校5・6年生において英語が正式な教科としてスタートしたことから、指導助手の更なる活用に期待します。

学校施設の改修については、安国小学校の地下タンク改修工事、南中学校トイレバリアフリー改修工事が行われ、学校環境の向上及び安全対策が図られました。

今後は、令和元年度に策定した「遠軽町学校施設長寿命化計画」に基づき計画的な改修を期待します。また、教職員住宅についても、計画的な住環境の整備が進められております。

学校給食事業については、施設整備や衛生環境の改善が図られ、より安心・安全な給食の提供が期待されます。

社会教育では、各地域の特性を生かした各種事業の展開が実施されております。

新型コロナウイルス感染症により、実施できなかった事業もありましたが、次代を担う青少年の育成、子どもを持つ親を対象とした家庭教育事業の支援、高齢世代の学びの場である高齢者大学事業など、各領域に応じた様々な事業が多く実施され、豊かな人づくり・町づくりに大きく寄与されているものと評価いたしますが、一方で、更に充実した事業を展開するためには、継続事業の内容と新規事業の実施も検討が必要と考えます。今後も子どもたちの健全育成や豊かな人間性の形成が育まれるよう創意工夫のもと、更なる事業展開を期待いたします。

また、新型コロナウイルス感染症により令和4年にオープンが先送りとなりました「遠軽町芸術文化交流プラザ」が新たな芸術・文化活動の拠点施設として機能し、更なる芸術文化の振興や地域活性化につながることを大いに期待するとこ

ろです。

図書館管理運営事業においては、読み聞かせや絵本の配布、町広報に図書館インフォメーションを掲載するなど、利用者の利便性の向上・親しまれる図書館づくりに取り組まれています。今後もサービスの充実と町民の生涯学習拠点施設としての図書館に期待します。

社会体育では、既存の各体育施設において健康増進や体力づくりのため、気軽に快適にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる施設運営が指定管理者により行われており、生涯スポーツの推進に寄与しています。スポーツの振興や体育施設の有効活用と利用者の拡大を図り、地域活性化に期待します。

おわりに、教育を取り巻く環境は、「新型コロナウイルス感染症」により大きな変化を余儀なくされており、収束の見通しが見えない状況の中、様々な制限や多くの不便を強いられていることと思います。

この難局を打開するためには、地域住民、保護者、学校、教育委員会と町長部局とが強力で連携し、教育施策について常に新しい情報や国からの支援策を把握しながら、事業展開していかねばならないと考えます。

6 参考資料

○令和2年度教育行政執行方針

令和2年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」で学びあう児童・生徒が、自他の可能性を認めあい、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会を創ることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところで

す。教育委員会としては、その連携を基にして知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校が全面実施されることから、その理念を認識し、一人ひとりが自分らしさを発揮し合い学習の充実を図る「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育を充実し、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、多様な体験活動を通して「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人

ひとりの「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進にあたって、小学校では、「基本的生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人ひとりが自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと思います。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、今や社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。子どもたち一人ひとりが未来社会を自立的に生きぬく力と創造性を育む教育ICT環境の整備に努めてまいります。

5点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

6点目に、「信頼される学校」について申し上げます。学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える学校づくりを推進するために現在行われている「学校評議員制度」を発展する形で「学校運営協議会」の導入を進めてまいります。また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。加えて、「遠軽町立学校における働き方改革推進計画」により、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいを持ち勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築してまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配

置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

就学援助費につきましては、令和2年度入学の児童・生徒と同様に令和3年度入学の児童・生徒においても新入学児童生徒学用品費について入学前に支給し、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、瀬戸瀬小学校の閉校に伴い、瀬戸瀬地区の通学確保に向け、スクールバスを購入します。

中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、安国小学校地下タンク改修工事、南小学校遊具設置工事、南中学校バリアフリー改修工事を実施し、小・中学校の環境整備充実に努めてまいります。

また、学校施設の老朽化に対応するため、学校ごとの具体的な改修方針などを定めた学校施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。

学校における働き方改革を進めるために、校務支援システムを導入し、教職員の負担軽減等を図り、学校教育の質を高められる環境の整備にも努めてまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、丸瀬布教職員住宅下水道接続工事、岩見通教職員住宅屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行います。また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

また、生田原学校給食センターボイラー改修工事を実施し、施設の環境整備充実に努めてまいります。

瀬戸瀬小学校につきましては、明治42年の開校以来、地域と共に111年の歴史を刻んでまいりましたが、児童の減少から令和2年度末をもって閉校することになりました。

た。これまでお力添えをいただきました地域の方々、並びに関係者の皆様方に対しまして、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが、個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力を強化し、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能にあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進にあたっては、第3次遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパーク活動とも連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、その施設の多くが建設後30年を経過するものとなってきたことから、今後有効に長く利用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図っていきます。併せて、令和3年に完成する遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けて、指定管理者と協議を行い、準備を進めてまいります。

4 図書館・室につきましては、遠軽地域の図書館を中心に各図書館・室間の連携を図り、蔵書資料の充実と読書の普及を促進するとともに、生涯学習活動を支援する拠点施設としての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館・室として運営してまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし昨年引き続き支援してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズ

に応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、経年劣化による設備等の修繕を行い、安全に利用いただけるよう管理するとともに、計画的な施設整備の充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和2年度教育行政執行の方針といたします。